公示番号　令和７年　第４号

公示

行政手続法第13条第１項の規定に基づく聴聞を下記のとおり実施する。

記

# １．聴聞の対象事業者

　　平成海運有限会社（神Ｒ１３３６）

# ２．予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

内航海運業の登録の取消（内航海運業法第17条第１項第２号）

# ３．不利益処分の原因となる事実

　　内航海運業法に定める基準の船舶を有していないこと

# ４．聴聞の期日及び場所

　　令和７年５月23日（金）　９時00分

　　神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第二地方合同庁舎６階

　　神戸運輸監理部６階会議室

# ５．聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

　　国土交通省神戸運輸監理部　海事振興部　貨物・港運課

　　神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第二地方合同庁舎

# ６．その他

　　①　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」

という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

　　②　聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

　　③　当該処分に係る利害関係人で聴聞に参加しようとする者は、令和７年５月16日までに聴聞参加申請書を提出されたい。

1. 当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合は聴聞を終結する。

以上

令和７年４月18日

神戸運輸監理部長